

豊橋市及び豊橋市上下水道局発注工事における熱中症対策に資する

土木系工事における現場管理費補正(試行)の実施について

近年の夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る費用に関して現場管理費の補正を試行することとします。

1. 対象工事： 主たる工種が屋外作業である土木工事を対象とする。
ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工程から除くものとする。
2. 適用： 令和7年4月1日以降に公告した工事で特記仕様書に「熱中症対策に資する現場管理費補正(試行)対象工事」と記載のあるもの
3. 現場管理費率： (現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数)+補正值+
(熱中症対策補正含む) 熱中症対策補正值
$$\text{熱中症対策補正值} = \frac{\text{工事期間の真夏日}}{\text{工事期間}} \times 1.2$$

熱中症対策補正值は少数点以下第3位を四捨五入
4. 真夏日の定義： 日最高気温が30度以上の日
(施工現場から最寄りの気象庁地上観測地点)
但し、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする
※暑さ指数(WBGT)を用いることも可。(その場合は暑さ指数が25℃以上となる日を真夏日と見なす。)
5. 実施の方法： 別紙「熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法」
による